

**新潟市障がい者地域自立支援
協議会の再編について
（平成22年度以降の組織体制）**

平成22年3月

新潟市 健康福祉部 障がい福祉課

現状の問題点

- 1 地域自立支援協議会の目的について、共通認識が徹底されていないのではないか**
- 2 全体会・東西連絡調整会議について、一定程度役割の明確化は図られているものの、実効性（開催効果）に乏しい部分があるのではないか**
- 3 協議会の運営が行政（障がい福祉課）主体であり、必ずしも現場主体とはなっていないのではないか**

障害者自立支援法関係

障害者自立支援法の理念

(目的) 第1条

この法律は、(中略)、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

相談支援事業の位置付け

(市町村の地域生活支援事業) 第77条

1 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

地域自立支援協議会の位置付け

【施行規則】

(市町村地域生活支援事業で定める便宜) 第65条の10

法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

【厚生労働省告示第395号】「障害福祉計画の基本指針」第1

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会(以下「地域自立支援協議会」という。)を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

地域自立支援協議会の目的

関係機関が連携・一体となって障がいのある方を支援するために協議する場として設置し、「障がいの有無にかかわらず、普通に暮らせる地域社会」を実現することが目的である。つまり、関係者すべてが「主役」である。

運営にあたって必要な意識

(1)共通の目的を持つこと

協議内容がブレないように、法が目指す「障がいの有無にかかわらず地域で生活できる社会づくり」を常に意識し、共通認識とすることが必要。

(2)情報を共有すること

関係機関が抱える個別ケースから、地域の課題や実態を共有する意識が必要。潜在した地域の問題を顕在化し、地域の課題として捉え、解決手段を検討する。

(3)協働すること

地域の課題を、制度や他人のせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、ともに解決する意識が必要。(陳情, 要求の場ではない)

(4)地域のネットワークを構築すること

それぞれの関係機関にはできることの限界があるので、官民協働で、障がい者の支援のためのネットワークを構築しようという意識が必要。

地域自立支援協議会の主な機能

①情報共有

地域社会で潜在した個別の問題を顕在化させ、地域の問題・課題として共通認識を図ることが、地域づくりの基礎(スタート地点)となる。そのためには、関係者による情報の発信が不可欠である。

②企画調整

保健や医療, 福祉や教育等の分野ごとに, 専門性や有している社会資源を整理し, 共有化を図る。また, ①で把握した課題を整理し, 課題解決のための方策を検討する。

③資源開発

地区の民生委員や児童委員等のフォーマルな資源や, ボランティア等のインフォーマルな資源にも着目しながら, 地域で必要とされる社会資源を整理し, 開発・改善を検討する。

④教育機能

地域自立支援協議会への参画により, 課題解決へのプロセスそのものが構成員の教育機能を果たす。また, 住民への普及啓発や, 関係者のスキルアップのための研修等を立案することもできる。

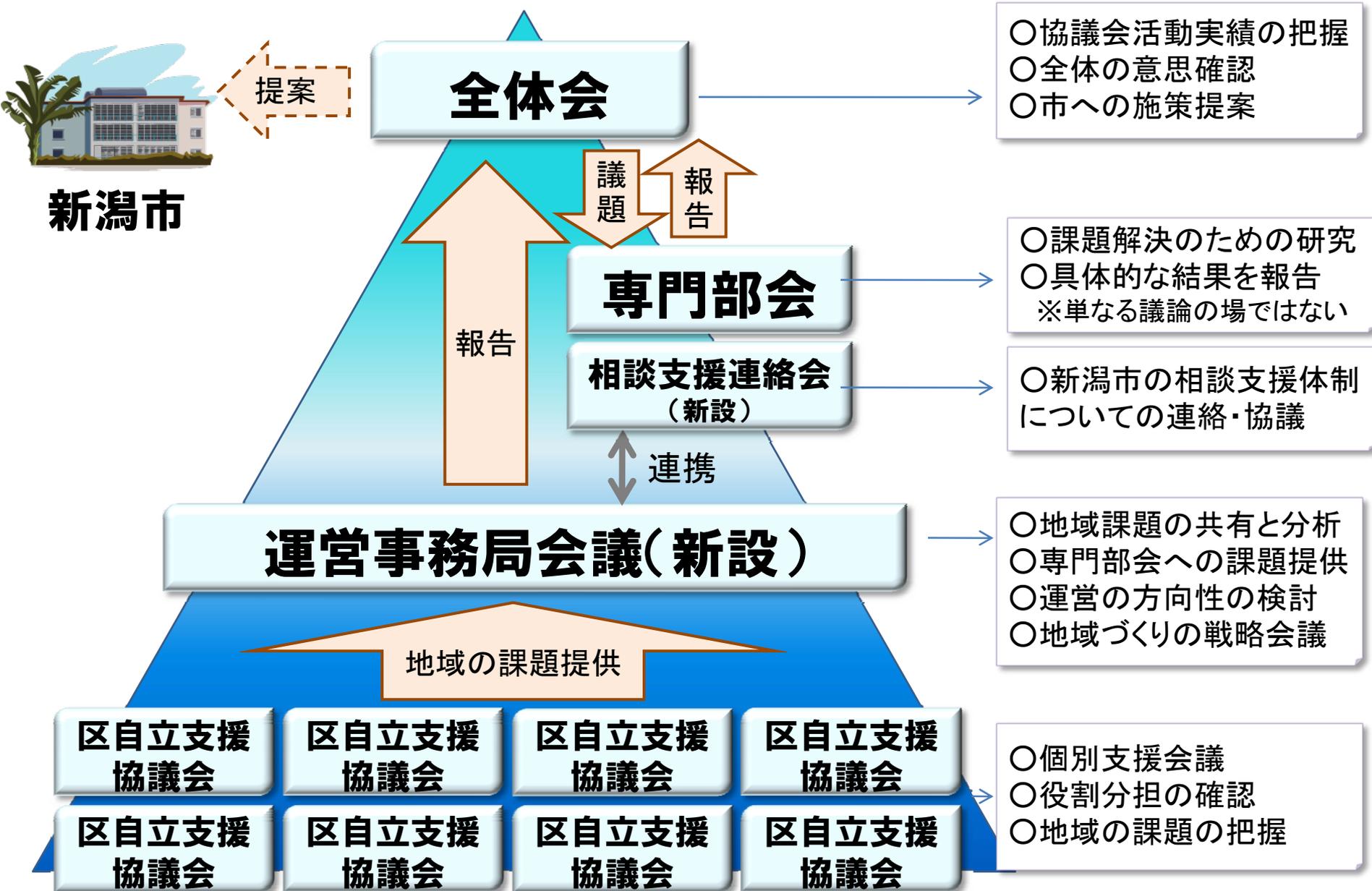
⑤権利擁護

成年後見制度の普及のための必要な体制づくりや障がい者への虐待や権利侵害に対応する体制, システムづくり等について検討する。

⑥評価機能

自立支援協議会での活動による成果から, 地域の実態が把握でき, 今後の課題が見出される。サービスの量や質を向上させるため, 相談支援過程を評価し, 利用者を中心とした支援のネットワークを検討する。

新潟市障がい者地域自立支援協議会の組織図(案)



区自立支援協議会(新設)について (案)

区協議会の役割

※概ね3か月に1回の開催を想定
(会議が無い月は、事務局会議(ケース会議)を実施)

《個別の課題解決チーム》

処遇困難ケース等の個別支援会議を開催し、本人のニーズを的確に把握するとともに、関係機関の役割分担を明確にし、障がい者を適切かつ円滑に支援する。

《地域課題の正確な把握(地域づくりのスタート地点)》

個別支援会議の中で抽出された「現状ではできない支援」(＝地域課題)を整理し、メンバーで確認・共有するとともに、内容を運営会議に報告する。



- 区自立支援協議会は、協議会運営の「命綱」である。
- 個別のニーズや課題が、地域づくりにつながることを意識して、関係機関が自発的に情報を発信することが重要である。

構成メンバー

※概ね10名程度を想定

委託相談支援事業者、教育機関、医療機関、障害福祉サービス事業者、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、児童相談所、保健師、区障がい福祉係、区ケースワーカー その他必要に応じて、区内関係機関等の参加も可。

事務局

区障がい福祉係、委託相談支援事業者

運営事務局会議(新設)について(案)

※概ね3か月に1回の開催を想定

運営事務局会議の役割

《地域課題の現状把握と情報共有》

区自立支援協議会からの「現状ではできない支援」等の報告を受け、現状を把握分析するとともに、構成員でその情報を共有する。

《課題解決のための協議・研究》

何が問題で、どのようにすれば解決できるのか、具体的に協議する。専門部会を設置する必要がある場合は、全体会に対し設置承認依頼を行う。

《協議会全体の方向性の確認》

協議会全体の方向性を確認し、活動にブレやズレが発生しないよう確認する。

- 
- 運営事務局会議は、協議会運営の「羅針盤」である。
 - 官民で協働することが必要である。

構成メンバー

委託相談支援事業者、各区障がい福祉係代表(持ち回り制でも可)、障がい福祉課、その他必要に応じて、関係者。

事務局

障がい福祉課

相談支援連絡会(新設)について(案)

※概ね1か月に1回の開催を想定

相談支援連絡会の役割

《情報共有》

各委託相談支援事業者の活動内容やケース事例等について、情報を共有する。

《相談支援事業の評価》

各委託相談支援事業者の活動実績等について、自己評価や相互評価を行い、新潟市の相談支援事業の質の向上(底上げ)を図る。

《今後の相談支援体制の方向性の議論》

新潟市における今後の相談支援体制の在り方について議論を行い、構成員全員で新たな体制を作り上げていく。



○相談支援連絡会は、未来の新潟市の相談支援体制を作り上げ、育てる場である。

構成メンバー

委託相談支援事業者, 障がい福祉課, その他必要に応じて, 関係者。

事務局

障がい福祉課

専門部会について(既設※)

※必要に応じ追加・統廃合

※概ね2か月に1回の開催を想定

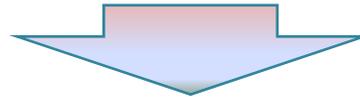
専門部会の役割

《プロジェクトチームであること》

全体会で設置承認, 研究依頼を受け, 専門的に調査研究を行う。結果を報告・提案としてまとめ, 全体会に提出する。

《社会資源の開発・改善》

課題によっては, 既存の社会資源や仕組みの改善・開発の可能性を検討する。



- 専門部会は, 協議会運営の調査研究部隊である。
- 専門部会の追加や統廃合は随時実施する。

構成メンバー

専門的知識を有した適切なメンバー

事務局

委託相談支援事業者, 障がい福祉課

全体会について(既設)

※概ね6か月に1回の開催を想定

全体会の役割

《活動実績の確認》

運営事務局会議から、地域課題の解決策とその進捗状況等を報告を受け、協議会全体の活動内容を確認する。全体の方向性の確認を行い、意思確認をする。

《市への施策提案》

活動実績に通じ、必要に応じて市への施策提案(予算化や要綱制定, 仕組みの構築等)を行う。



- 全体会は、協議会運営の総括である。
- 協議会の共通の目的を常に意識し、協調性を持って参加する。

構成メンバー

(委員)教育関係機関, 雇用関係機関, 医療関係機関, 障害福祉サービス事業者
(オブザーバー等)相談支援事業者, 発達障がい支援センターJOIN, 児童相談所, 教育委員会,
こころの健康センター, 各区障がい福祉係, ケースワーカー, 障がい福祉課
※ その他, 当事者等の参加について今後検討する

事務局

障がい福祉課

地域自立支援協議会の開催効果

- 1 協議会の目的を認識することにより、個別課題を普遍化することができ、具体的に制度改正や運用見直しなど必要な取り組みにつなげることができる**
- 2 役割が明確となった各会議での取り組みにより、連携が図られ、関係機関の真のネットワークが構築できること**
- 3 関係機関の支援力の向上が図られることにより、地域の支援力向上につながること**